

第四十回国会 衆議院 運輸委員會 議録 第十号

昭和三十七年二月二十三日(金曜日)

午前十時二十三分開議

出席委員

委員長 簡牛 九夫君

理事 關谷 勝利君 理事 高橋清一郎君

理事 塚原 俊郎君 理事 山田 彌一君

理事 井岡 大治君 理事 久保 三郎君

理事 肥田 次郎君

伊藤 郷一君 生田 宏一君

宇田 國榮君 川野 芳滿君

木村 俊夫君 佐々木義武君

齋原 正一君 砂原 格君

西村 英一君 細田 吉藏君

石村 英雄君 加藤 勘十君

勝澤 芳雄君 田中織之進君

内海 清君

出席國務大臣

運輸大臣 齋藤 昇君

出席政府委員

運輸政務次官 有馬 英治君

運輸事務官 平瀬 眞一君

(大臣官房長)

運輸事務官 木村 睦男君

(自動車局長)

運輸事務官 梶本 保邦君

(觀光局長)

氣象庁長官 和達 清夫君

二月二十日

委員佐々木義武君辞任につき、その補欠として堀内一雄君が議長の指名で委員に選任された。

委員堀内一雄君辞任につき、その補欠として佐々木義武君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員堀内一雄君辞任につき、その補欠として佐々木義武君が議長の指名で委員に選任された。

同月二十一日

委員内海清君辞任につき、その補欠として伊藤卯四郎君が議長の指名で委員に選任された。

委員堀内一雄君辞任につき、その補欠として佐々木義武君が議長の指名で委員に選任された。

委員伊藤卯四郎君辞任につき、その補欠として内海清君が議長の指名で委員に選任された。

委員堀内一雄君辞任につき、その補欠として佐々木義武君が議長の指名で委員に選任された。

委員堀内一雄君辞任につき、その補欠として佐々木義武君が議長の指名で委員に選任された。

委員堀内一雄君辞任につき、その補欠として佐々木義武君が議長の指名で委員に選任された。

委員堀内一雄君辞任につき、その補欠として佐々木義武君が議長の指名で委員に選任された。

委員堀内一雄君辞任につき、その補欠として佐々木義武君が議長の指名で委員に選任された。

委員堀内一雄君辞任につき、その補欠として佐々木義武君が議長の指名で委員に選任された。

委員堀内一雄君辞任につき、その補欠として佐々木義武君が議長の指名で委員に選任された。

委員堀内一雄君辞任につき、その補欠として佐々木義武君が議長の指名で委員に選任された。

委員堀内一雄君辞任につき、その補欠として佐々木義武君が議長の指名で委員に選任された。

委員堀内一雄君辞任につき、その補欠として佐々木義武君が議長の指名で委員に選任された。

委員堀内一雄君辞任につき、その補欠として佐々木義武君が議長の指名で委員に選任された。

委員堀内一雄君辞任につき、その補欠として佐々木義武君が議長の指名で委員に選任された。

委員堀内一雄君辞任につき、その補欠として佐々木義武君が議長の指名で委員に選任された。

委員堀内一雄君辞任につき、その補欠として佐々木義武君が議長の指名で委員に選任された。

委員堀内一雄君辞任につき、その補欠として佐々木義武君が議長の指名で委員に選任された。

委員堀内一雄君辞任につき、その補欠として佐々木義武君が議長の指名で委員に選任された。

委員堀内一雄君辞任につき、その補欠として佐々木義武君が議長の指名で委員に選任された。

委員堀内一雄君辞任につき、その補欠として佐々木義武君が議長の指名で委員に選任された。

委員堀内一雄君辞任につき、その補欠として佐々木義武君が議長の指名で委員に選任された。

委員堀内一雄君辞任につき、その補欠として佐々木義武君が議長の指名で委員に選任された。

委員堀内一雄君辞任につき、その補欠として佐々木義武君が議長の指名で委員に選任された。

委員堀内一雄君辞任につき、その補欠として佐々木義武君が議長の指名で委員に選任された。

委員堀内一雄君辞任につき、その補欠として佐々木義武君が議長の指名で委員に選任された。

委員堀内一雄君辞任につき、その補欠として佐々木義武君が議長の指名で委員に選任された。

委員堀内一雄君辞任につき、その補欠として佐々木義武君が議長の指名で委員に選任された。

委員堀内一雄君辞任につき、その補欠として佐々木義武君が議長の指名で委員に選任された。

委員堀内一雄君辞任につき、その補欠として佐々木義武君が議長の指名で委員に選任された。

委員堀内一雄君辞任につき、その補欠として佐々木義武君が議長の指名で委員に選任された。

委員堀内一雄君辞任につき、その補欠として佐々木義武君が議長の指名で委員に選任された。

委員堀内一雄君辞任につき、その補欠として佐々木義武君が議長の指名で委員に選任された。

委員堀内一雄君辞任につき、その補欠として佐々木義武君が議長の指名で委員に選任された。

委員堀内一雄君辞任につき、その補欠として佐々木義武君が議長の指名で委員に選任された。

同外一件(野口忠夫君紹介)(第一三六一号)

同(八田貞義君紹介)(第一三六二号)

同(伊藤職君紹介)(第一四二〇号)

同(大竹作摩君紹介)(第一四二二号)

同(龜岡高夫君紹介)(第一四二二二号)

同(鈴木義男君紹介)(第一四二二三号)

同(八田貞義君紹介)(第一四二四号)

同外四件(吉村吉雄君紹介)(第一四二五号)

同(齋藤邦吉君紹介)(第一三六四号)

同(鈴木義男君紹介)(第一三六五号)

同(八田貞義君紹介)(第一三六六号)

同外一件(野口忠夫君紹介)(第一三六七号)

同外十件(龜岡高夫君紹介)(第一四二六号)

同外一件(八田貞義君紹介)(第一四二七号)

同外三件(吉村吉雄君紹介)(第一四二八号)

信越本線暨井沢、長野間電化促進に関する請願(下平正一君紹介)(第一三一九号)

同(井出一太郎君紹介)(第一三八一七号)

甲府、長野間国鉄複線電化に関する請願(下平正一君紹介)(第一三二〇号)

同(井出一太郎君紹介)(第一三八二二号)

国鉄自動車加治木線蒲生町駅の貨物取扱に関する請願(村山喜一君紹介)(第一五〇一号)

戦傷病者等の日本国有鉄道無賃乗車等に関する法律による乗車券の家族共用に関する請願(松野頼三君紹介)(第一五六六号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

南大東島における高層氣象観測に必要物品の譲与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三七号)

日本観光協会法の一部を改正する法律案(内閣提出第七三三号)

陸運に関する件

○簡牛委員長 これより会議を開きます。

南大東島における高層氣象観測に必要物品の譲与に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、審査を行います。

本案について質疑の通告も別にありませんので、本案に対する質疑を終局いたします。

これより討論に入ります。

本案に対する討論の申し出も別にならないうのでありますので、これより直ちに採決いたしますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○簡牛委員長 御異議なしと認めます。

これより採決をいたします。

南大東島における高層氣象観測に必要物品の譲与に関する法律の一部を改正する法律案に賛成の諸君の御起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○簡牛委員長 起立総員。よって、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。(拍手)

なお、この際お諮りいたします。

ただいま可決いたしました本案の委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思存しますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○簡牛委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

この際、政府より発言を求められておりますので、これを許します。和達氣象庁長官。

○和達政府委員 本案を御採決いただきました。まことにありがとうございます。私ども、氣象事業のため、今後ますます努力したいと思存します。(拍手)

○簡牛委員長 日本観光協会法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を行います。

この際、政府当局より発言を求められておりますので、これを許します。梶本觀光局長。

第一類第十号 運輸委員會議録第十号

昭和三十七年二月二十三日

国民経済生活に全然響かないというこ

とは、おそらく言われていないであら

うと思ひますし、もし言われておつた

とすれば、私は所見を異にいたしま

す。若干の影響はあります。どの程度

か知りませんが、あります。しかしな

がら、日本の産業の発展の上から考

えてみて、国鉄運賃は日本の産業の成長

の伸びの中に運賃値上げの影響は吸収

をされて、そう大した影響はないであ

らうという事は、私もさうに考

えます。今述べられました各種運輸関係

の運賃につきまは、国鉄が運賃値

上げをしたから上げるといふのではご

ざいませぬ。コストの計算等から考

まして、しかしながら、できるだけ国

民生活に影響を来さないようにとい

うことが一つの公共料金のあり方であ

りますから、その点も勘案をいたしま

すが、しかし、営業が成り立たないとい

うことであれば、これは公共の使命

も果たせないわけでございますので、

営業の成り立つといふことも一つの条

件でありますから、今日の状況から考

えまして、絶対に必要はないとは私は

申せない、よく検討をする必要があ

る、検討すべき材料はいろいろ複雑

でありますから、それらを勘案して

検討をいたし、かように考へて

を繰り返しておる。これは事実であり

ます。しかし、本質的に池田経済政策

は、一年後の今日では、こういうふう

に非常な矛盾を生じておるといふ

ことは事実である。ですから、私は、

その議論によってその当時の問題を繰

り返そうとは思ひませぬけれども、今

日そういう状態が起こつてきたのは、

偶然ではなしに、国鉄の運賃の値上げ

といふことを原因として起こつてきて

おることは、私は間違ひはないと思

つております。そこでそういう状態の中

にあつて、私は、運輸大臣としては、

先ほど言ひましたように、すでに私鉄

の運賃の値上げの問題、あるいは都市

交通の運賃の値上げの問題、トラック

の値上げあるいはバスの値上げ、さら

には最近起こつてきているところのタ

クシーの値上げ、こういうものについ

て、すみやかに大臣としての考へ方を

出すべきだと私は思ふ。私は、上げな

さいといふことを言うのではないので

すよ。矛盾が生じてきた今日のような

状態になつてきておるときに、大臣が

質問をされたから上げる必要はないと

か、あるいは上げることにどう

だこうだといふように言葉をあいま

にするような御答弁があるといふこと

は、いわゆる関係大臣としては適當で

うな問題が飛び出してきて、これが

流れになつた。今度また選挙を前に控

えて、いろんな状態のときに私鉄運賃

の値上げの問題が出てきておる。これ

が一般の風説としては——これは自民

党さんに怒られるかもしれないが、大

方政府と党が選挙資金をとるために値

上げを認めるのだらう、こういう風説

さえ飛ぶような状態である。そういう

風説が飛ぶといふことも、これは大臣

の考へ方、大臣の処置といふものがす

みやかに行なわれておるならば、そ

ういふものとは関係なしに物事の処理

ができていたと思ふのです。そういうこ

とがあることを私は大臣によく検討を

しておいてもらいたいと思ひます。

○齋藤國務大臣 私、運賃問題に對

しましての考へ方を、先ほど申し述

べましたように、私鉄等につきま

しても、私は考へ方をはつきりいたして

おります。今おっしゃるような急まわ

しいことは、私は絶対にないと思ひ

たします。また、そういうように受け

取られることがあつてもいけないと

存じますので、主務大臣といふこと

では、こういう考へ方であるといふこと

を、私鉄の問題についてもはつきり

たしております。今日おかれておりま

するの、今後の私鉄の設備の増強

いと思ひます。

○肥田委員 今大臣のおっしゃつたの

は当然のことでありまして、そういう

ことは本来であるべきことではない

あるべきことではないのに、時期がい

ろいろなことがらかつてくると、そ

う風説が飛ぶといふことを私は申し上

げた。

○齋藤委員 関連。お急ぎのよう

から、大臣にちよつとお伺ひしてお

きたいのは、昨日でしたか、東京のタク

シー、ハイヤーの増車の件について、

運送協議会といふものがあつて、それ

が増車の答申を行なわぬといふやうな

ことであつたらしいんですが、大臣

は、増車といふことを今まだ必要とい

ふふうで認めるかどうか、これを

ちよつと聞いておきたい。

○齋藤國務大臣 私、達観をいたし

まして、東京都では今ハイヤー、タク

シーを増車すべきではない、かように

考へております。

○齋藤委員 それでは大臣、もう一

だけ。

きよりの朝日新聞に出ておるので

が、タクシー運賃の値上げをする必要

はないといふ御答申をきのう分科会

でなすつたという御答申が、その申請の内容

はまだ検討ができておるはずがない

で、まだ内容も見ておらぬし、検討も

しておりませぬ。従つて、実情は数字

的に、具体的によく心得ていない。た

だ、私の感じとしては、今すぐにはど

うであるかと思ふと申し上げたので

あります。こういう考へ方は、先ほど

お答申を申し上げた通りであります。

○齋藤委員 それじゃ、この朝日新聞

に出ておる、直ちに値上げの必要は認

めぬといふ言葉は、これはほんとうの

言葉じゃなかつたのです。

○齋藤國務大臣 運輸大臣として今直

ちに認めないといふふうにとられてお

るとすれば、言葉が少し行き過ぎてい

るであらうと思ひます。私は、そ

う前言葉を付けて申し上げてお

ります。

○齋藤委員 それじゃ、これからこの

問題については検討して、必要があれ

ばこれを認めないわけにはいかぬとい

ふふうで解釈をしていふんですか。

○齋藤國務大臣 今も申し上げました

ように、最近自動車効率が非常に下

がつておりますから、従つて、そ

う点については何らか勘案を要する

のじゃないかと私は思つてお

ります。きのうも申し上げようと思つたので

ありますが、質問者の受け持ち時間が非

常に追つていたようでありまして、

簡単に申し上げましたが、私は、さら

に腹の中では、あるいは距離制と時間

制を加味するやうなことも考へられ

ないだらうかといふやうな考へ方を持

つておられますが、それが今すぐ適用

できるかどうかといふ問題もございま

す。いろいろそういう点で考へをめぐ

らしておるわけであり

○關谷委員 大臣、ちよつと今の関連

のまた関連になつてまことに恐縮な

んですが……

響がある、あるいは収入そのものの方にも影響があるというふうな場合も、考えられると思います。しかし、個々の場合、実情を調べた上でないと、この場合にそれが当てはまるか、あの場合は、個別に検討する以外に方法がないと思います。

○肥田委員　そこで一つ具体的に伺いたいと思います。タクシイの料金改訂申請の内容ですが、これは具体的に載っておりまして、たとえば今まで七十円、八十円のタクシイは、それぞれ基礎キロは二キロで、そして五百メートルおきに上昇していくという率がありました。これが、これによりまして、二キロという基礎キロが一・六キロになつて、そして上昇率は別として、基礎運賃は八十円と九十円ということになつておられます。こういう関係について、どういふふうにご考へておられますか。というのは、こういう計算のやり方ですね。先ほど料金改訂の理由の中に、人件費が上がつたということを一つ言われましたが、その次には、非常に長期にわたつて基礎的料率というものがそのまま据え置かれたから、これを変えなければならぬという理由をあげられておりましたが、この二キロを一・六キロに下げて八十円にする、あるいは二キロを一・六キロに下げて九十円にする、こういうやり方について、どういふふうにお考へですか。

○木村(陸)政府委員　今回の東京都内のタクシイの料金改訂申請の内容につきましては、実は二十日に陸運事務所に出たばかりでありまして、私も新聞に出ておることを存じておる程度でありまして、まだ内容について陸運事務

所から詳細な報告を受けておりませんので、その中身については何とも言えませんが、大体新聞の報ずるところがその内容であるかと私も考へております。今の御質問の点でございますが、こういった料金の改訂の場合には、まずタクシイ事業そのものが現在どういふ収支の状況にあるかということを取入の面、特に経費の面においていろいろ検討をいたしまして、そして経費が非常に増大しておつて、今のままの収入では健全な経営を維持できない。従つて、よきサービスを提供することもできない。あるいは輸送力をふやすこともできないというふうな状況になるといふふうにかりに判断をいたしました場合に、値上げをしなければならぬであろうということに――その他のいろいろな国の方針なりあるいは一般的な社会事情等ももちろん考慮いたしますが、仮定の問題として、そういう場合に料金を改訂しなければいかぬということになりますと、じゃ全体としてどの程度の改訂をしたらいいかということ、次に検討するわけであります。どの程度の改訂をすれば、どの程度の改訂による増収があるか、その増収が得られれば事業は健全な経営が指向されるかということ、まず増収の割合といひますか、そういうことを一応頭に置きまして、その次に、しからば、そういう増収を得られるためのあるパーセントの値上げということになりますと、具体的に今のタクシイならタクシイの料金制度をどういふふうに変えることによつてそのパーセントの増収が得られるかということ、初めてどういふ方法でこれをやるか。お話しのように、今まで二キロであつたものを一何

キロにするか、あるいは今まで四百メートル、五百メートルで変わるものを三百何十メートルにするか、そういうことを考へていくわけでありまして、もちろん運賃改訂の方法については、申請の内容に従つて私も検討するのでございまして、現在の申請の内容がどういふ方法であれば、そういう方法でもつてはたして妥当な増収になるかどうかということ、そこで検討するということになるわけでございます。

○肥田委員　それではもう一つ具体的に伺います。今、ガソリンは平均して一リットル大体四十五円と見ておけばいいですね。若干の高い安いはありますがね。それでこれも車によつて相違はあるけれども、大体十二、三キロ、リットル当たりと見ておけばいいと思つておられます。一日に三十リットルとこれを仮定すると、大体千三百五十円。それから今度は人件費、運転手の給料が平均すると、いい方で四万円程度だと思つておられます。これも二十五日稼働で計算すると、隔日勤務ですから、一日大体千五百円くらい、こういうことになる。それから車の償却ですが、これも大体今日の稼働率で見ると、まあまあの点が若干あるだらうと思つておられます。これも二千円で、七十万円と見て十二カ月くらいで償却ができる、こういうことになるだらうと思つておられます。その総所要するものと、大体今日三百キロ前後走つていふという状態から見ると、それからさらに水揚げが八千円から多いときには一万円――これも事業によつて違ひます。六千円くらいのところもあるようですけれども、そういうものを見ると、大

体そういうところから見たところの料率というものをどういふふうにお考へていふふうにお考へておられるところの人員費、償却、それからガソリンを含めたところの消費率、こういうものを含めて、大体私は今の基準数字を申し上げました。こういう形の中で、現行の料率が出ておるとすると、経営のやり方にもよるでしょうが、それでもなおかつ一台の稼働率というものが相当高い。四千円ないし五千円くらい。この中から利益がはじき出されるというふうにお考へられる。そういう状態の中で、さらに料金の値上げの必要があるというふうにお考へなんでしょうか。

○木村(陸)政府委員　ただいまお話しのように、支出の面におきまして、原価をお話しのような項目それぞれについて査定いたしました。一両の車が二キロ走る場合に、キロ当たりの経費がどのくらいかかるかということ、当然見るわけでございます。また、お話しのように、お客を乗せて走る比率がどのくらいあるか。これは収入の側の計算でございますが、そういうことを検討いたしました。結局一キロ当たりの現在の経費がどうであるか、一キロ当たりの収入がどうであるかということ、また掘り下げまして、その上で収支はどの辺で見合ふべきかということを見るわけでありまして、その点につきまして、昨日出ました申請の内容を検討いたすこととしております。

○肥田委員　今問題になるのは、タクシイの料率がこれでいいのか悪いのかということがやはり基礎的に検討されないと、今度こういう状態であつたから、今度こう上げるのだとい

う――国鉄運賃にしても、私鉄運賃にしても、みなそうですが、常に前の状態がこうだからというの理由にされるというところは、いかげんに改める必要があるのではないかと思つておられます。実際にこれだけのものが要るのだという数字をはじき出さなければ、満足して、では仕方がない、上がったもやむを得ないだらうということには、なかなかならぬだらうと思つておられます。そういう意味で私は申し上げたのです。ですから、料率については、もちろん業者の言うこともよく検討されなければならぬと思つておられますが、科学的にははじき出されるものは科学的にははじき出すという方法をとられることが、一番大切だらうと思つておられます。

もう一つ、これもいろいろと風評の中で私たちが聞くことはなんです。たびたび聞くようになったので、この点については、料率を変えようというざりざりのところで非常に問題がありそうなんです、一つお伺いしておきます。参考のために何か意見があれば聞かしてもらいたいと思つておられます。八十円の場合には、百円出して二十円のつりは出すと思つておられます。七十円の場合には、百円出して七十円です。八十円の場合には、二割の比率を占めるのですから、出します。ところが、九十円になれば、十円のつりは出ないだらうといううわさが流れておられます。これは実際に利用する者にとつては、ちよつと注意を要する問題だと思つておられます。これは業者にとつては関係のない問題でありまして、十円上げにくれたからといって、それは業者に入るわけではな

いのですから、必ず運転手のふとこ

ろから詳細な報告を受けておりませんので、その中身については何とも言えませんが、大体新聞の報ずるところがその内容であるかと私も考へております。今の御質問の点でございますが、こういった料金の改訂の場合には、まずタクシイ事業そのものが現在どういふ収支の状況にあるかということを取入の面、特に経費の面においていろいろ検討をいたしまして、そして経費が非常に増大しておつて、今のままの収入では健全な経営を維持できない。従つて、よきサービスを提供することもできない。あるいは輸送力をふやすこともできないというふうな状況になるといふふうにかりに判断をいたしました場合に、値上げをしなければならぬであろうということに――その他のいろいろな国の方針なりあるいは一般的な社会事情等ももちろん考慮いたしますが、仮定の問題として、そういう場合に料金を改訂しなければいかぬということになりますと、じゃ全体としてどの程度の改訂をしたらいいかということ、次に検討するわけであります。どの程度の改訂をすれば、どの程度の改訂による増収があるか、その増収が得られれば事業は健全な経営が指向されるかということ、まず増収の割合といひますか、そういうことを一応頭に置きまして、その次に、しからば、そういう増収を得られるためのあるパーセントの値上げということになりますと、具体的に今のタクシイならタクシイの料金制度をどういふふうに変えることによつてそのパーセントの増収が得られるかということ、初めてどういふ方法でこれをやるか。お話しのように、今まで二キロであつたものを一何

ろに入るだろう。こうなると、九十円というぎりぎりの料金は、実に検討を要する料金だと私は思っておる。九十円にするなら、百円にしない。百円にして、基礎キロを二キロにするとか、こういう方法をとった方がむしろきれいだろう。十円のつりはもうもらえないで、手を出しても、運転手はもしもじして時間がかかってつりを出さない、えい、めんどくさいということ、そのまま車から離れていくというふうな、まことに不愉快な気持が—なかなかおもしろいことを言う人がおられて、話を聞かせてくれたことがあります。ですから、こういう料率の変更はほぼ検討の必要があるのではないかと、これを参考のために申し上げておきますけれども、これは局長、何かそういう点についてお感じになったことがありますか。

○木村(陸)政府委員 たいまお話しの前段の点でございますが、長い間据え置きになっておったから、こういうことで、それだけの理由で、その以前の原価計算だけを問題にして改訂をするとかいうふうなことは考えておりません。あくまでも現下の状況はどうであるかということ、お話しのように科学的に分析いたしました、標準的な指数というものを求めた上でやるように、これは運賃全般の考え方としてそれを貫いております。

それから支払いの方法でございますが、今非常にいいお話を承ったのでございまして、私たちが、常に、そういう問題について考慮いたしております。たとえば一番基礎的な点は、そういう考え方がいろいろと、料金というものをラウンド・ナンバーにする

というの、そこから出ておるわけでありまして、今お話しのように、九十円の場合だと、めんどくさいからという点で百円払うようになる、こういう点の支払う側の心理状況、そういうことも、十分に勘案いたしてきめようようにいたしております。今後につきましても、そういうことを十分考慮いたしたいと考えております。

○肥田委員 もう一つ技術的な面です。たとえば、これはあくまで申請内容ですが、今までの五百メートルを四百三十一メートルに縮めて、これを二十円、いわゆる超過率によって収入を上げていこうという考え方ですね。これなども、私は二十円という基礎数字にこだわらなければならないと思うのです。二十円という数字に刻むのが、十円に上がったていいと思うのです。話が横へ飛びますが、電話料金の値上げについては、時間を縮めて額を下げるように、この中で注意しなければならぬところは、時間を縮めるのは、三分という時間を縮めて、そして一通話の料金を下げる。だから二分に刻むのか、一分に刻むのか、こういう点で……ところが、三分に刻むと、それが今度は高くなる。こういうやり方はいけないと思うのです。けれども、四百三十一メートルが四百メートルになって、そしてこれが二十円だ、こういうことなら、二百メートルで十円にした方がいい。二百メートルで十円にして、四百メートルで二十円、こういう率にすれば、大体かたつと上がつて、あとまだ四百メートル走れる、ああ惜しいことをしな、こういうことはなくなる。こういうことも再検討する必要があると思

う。ことさらに二十円刻みにならなければならない点も十分検討しておく必要がある問題じゃないかと思つておる。しかし、いざいにして、私は、今日の状態の中で、こういう絶対の料率が上がるという点については賛成できない。大臣は、先ほどの答弁の中でも、池田の経済政策と国鉄運賃の値上げと、こういうものとは関係がないように言われておりますけれども、この根本的原因というものはすべてそこにあるので、もし政府が上げなければならぬという点になれば、みずから政府の失敗を認めて、そこで生じた矛盾はすみやかに改めるんだ、こういう態度を明らかにしなければ、いつまでも、まぢまぢらばららにいわゆる料率改訂の申請が出て、当局も困る、業者も一体どうしたらいいのかというように迷う。こういうふうな状態というものは、すみやかに解消すべきだと思つておる。ですから、いざいにして、料率の値上げというものについては賛成できない。それから今日のような経済状態の中で、当局がすみやかにそれらに対する方針を明示するということ、この点は必要だろうと思つておる。たまたまこれについて勝澤委員から運賃の関係等の話がありました。運輸省の考え方と、それから当局、運輸省の考え方というものは、私は異なつたものがあつていいと思つておる。ただ運賃という機関が答申を出した場合に、それを尊重するかどうかという問題、これが必要になるのであつて、運賃がやっておるから運輸省は知らぬ顔をしておつていい、こういうことにはならないだろう。やはりこれは運輸省

の積極的な態度というものが必要だと思つておる。それがなければ、いろいろな方面で混乱が起きてくる、こういうことになるんだらうと思つておる。料率改訂という問題は、今日の状態ではもう相当重要な問題になつておるのですから、私は、すみやかにそれぞれの関係者が確固たる方針を出すことが必要だということを繰り返して申し上げて、私の質問を終わります。

○木村(陸)政府委員 非常に参考になるお話を承りまして、今後十分参考にいたしたいと思つております。運賃の申請は、御承知のように、現在は申請者の自由意思によつて申請する建前になつておりますので、運輸省の方で、申請しないとか、あるいは申請してはいけないというふうなことは言えない仕組みになつております。従いまして、申請が出たから直ちにその申請は認めるのであるということでもないという点も、はつきりいたしておりましたので、受けました申請は、いろいろな観点から検討いたしまして、今御指摘のような点は十分考慮いたしまして、正確な判断のもとに、申請を認めるか認めないかということ、今後きめていく問題でございますので、その作業の段階にあたりましては、いろいろ御指摘になりました点も十分心に入れます。検討いたしたいと思つております。

な、運輸審議会との関係でございますが、このタクシーの料金は、運輸審議会には諮問いたしません。一般的に運輸審議会に諮問いたします事項について申し上げますと、運輸審議会に諮問いたして、運輸審議会が検討を願うと同時に、役所の側もその間手を

こまぬいておるわけではございませぬ。役所側といたしまして、いろいろ検討を続けてきておるといふのが実情でございますので、その点も申し添えておきます。

○蘭牛委員 局長にちよつとお伺いしておきたいのは、増車の問題ですが、昨日は、何か運送協議会の委員の定員の不足でこれを開催しないということの結論のようであつたが、定員が満つれば、再度この協議会を開いて増車という問題をきめるのか、それをちよつと伺つておきたい。

○木村(陸)政府委員 現在、輸送力の策定について、東京陸運局では自動車運送協議会に諮問いたしておりますので、運送協議会といたしましては、その輸送力策定の諮問の答申を出すことになつておりますので、おそらく今後運送協議会が開かれますときには、この諮問に対する答申の事項が当然議題になつて審議されるものだと思います。

○藤原委員 それは今までの例から見ると、運送協議会というものは、この自動車全般、あらゆることをやらなければならぬというように私は解釈をしておつたのだが、今までの状態だと、集まりさえずると、増車という結論きり出しておらぬ。今回の内容がどういふ諮問を發しておるか、その諮問の内容がわかつたら一つ。

○木村(陸)政府委員 昨年の八月に、自動車運送協議会の会長から、それまでの諮問についての陸運局長に対する答申がございました。その答申の中身は、昨年増車いたしました事柄が中身になつておりました。これは終了したものでございまして、その答申の要領事

願うと同時に、役所の側もその間手を

項といたしまして、付帯要項事項が
いておるわけでございます。その要
事項が二つございまして、一つは「鉄
道駅における配置輸送力及び供給輸送
力の比較的希薄と認められる地域にお
ける配置輸送力を増強するための技本
的対策について検討されたい。」これ
が一つであります。次の要項事項は
「次期増強輸送力が昭和三十七年当初
より稼働できるようにするため、すみ
やかに諮問されたい。」という要項が
いております。この第二の要項がご
存じますが、陸運局長が次期の輸送力
についてはどういふふうな策定した
らよるしかろうかという諮問を運送協
会にいたしておるのでございます。

○藤原委員 それではちよつとお伺い
しますが、駅の問題については、どう
に今回二月一日でもって大体結末が
ついでおる。その他、この間からの国会
内で交通の問題がいろいろ論議されて
おつて、一体車の処置をどうするかと
いうふうなことを考へておるやき、
なお二千台なり三千台なり増車をしな
ければならぬ。あるいは運転者の不足
の折柄非常に困難を来たしておる営業
現状を見、また現在毎日一―一カ月
じやないですよ、一日二千台から二
二百台までの間の、運転者不足のため
の休車を業界が行なわなければならぬ
というふうな現状を見て、そういう諮
問を発する必要があるかどうかとい
うこと。あなた方の意思、あなた方の国
会における答弁と、地方陸運局長の考
えとは、必ずしも一致しておらぬ。意
見の不一致である、意思の疎通を欠い
ておるといふふうには考へられるの
だが、その点ちよつと聞いておきたい。

○木村(陸)政府委員 ただいま申し上
げました東京陸運局長から自動車運送
協議会に出しました諮問は、昨年のた
しか十月だと思ひますが、その当時の
陸運局長の判断といたしましては、八
月の答申の要項事項もありまして、輸
送力の策定を三十七年においてどう
いふふうにしたらよるかというこ
とについて、諮問をしたわけでござい
ますので、別段その点につきましては、
どういふふうな輸送力をつけましたら
よるかという諮問でございまして、
それに対して私どもも別に意見はござ
いしません。その後の経過を申しま
すと、この諮問を受けまして間もない十
月の三十日でございますが、十月の三
十日に、この諮問を受けた協議会がど
ういふふうな今後考へていこうかとい
うことにつきまして審議をいたしまし
て、一応の結論に達したということ
をお互いが確認し合つておりました。

これをちよつと申し上げますと、「東
京都区内における一般乗用旅客自動車
運送事業の適正供給輸送力について
は、当協議会より、昭和三十五年十二
月二十四日及び昭和三十六年八月十九
日の両度にわたり、本年内」と申しま
すのは三十六年でございまして、本年
内に合計五千五百両程度の増強を行
うべしと答申し、これらの車両は本年
中より三十六年でございまして、本年
中に全部稼働することとなるので、当
事業の需給関係は相当緩和されるもの
と見込まれる。第二点が「政府にお
いては、最近の国際収支の急激な悪化に
対処し、景気の過熱を防止するため、
先般来、総合的な施策を実施しつづ
り、来年の景気動向については予断を
許さないが、首都の人口増加傾向の著

しいこと、また、最近数年間の首都に
おける個人の経済活動や消費生活の水
準が、景気変動の影響を受けること比
較的少く、着実に上昇傾向を続けてい
ること、更に社会経済活動や、個人の
消費生活の面で、ハイヤー・タクシー
の利用に慣れた公衆の需要が急に衰
えたとはいへないこと、等の事情を考慮
すれば、来年においてもなお相当のハ
イヤー・タクシーの輸送力増強措置を
講ずる必要がある。第三点は、「しか
しながら、現段階においては来年の経
済動向についての明確な見通しが必ず
しも容易でなく、また本年の増強輸送
力も未だ完全に稼働していない状況な
ので、本日は、具体的な増強車両数
の策定までは行わず、今後引き続き慎重な
検討を重ねた後、すみやかに、これに
関する答申を行うこととする。」とい
う申し合せをいたしておるのでござ
います。この経過をたどりまして、その
後協議会といたしましては、この諮問
をどういふふうな扱つかうかというこ
を検討するような進行状況になろうか
と思ひます。

○藤原委員 先ほどから話を聞いてお
ると、どうも運送協議会は絶対に自動
車をふやさなければならぬという前提
に立つてものを考へておる。私の聞い
ておるところでは、現在二千二百台も
毎日休んでおる車があるにもかかわ
らず、経済の動向なんという言葉を
使つておるけれども、どの委員が一体
そんなことの見通しをつけてやつてお
るかというところを見ると、あの委員
の中でも四十年くらい前の考へを持つ
て協議会に出ている連中もある。今の交
通状態、あらゆる交通状況を勘案し、
景気の状態等もことは必ず下回ると

いうことを整理もちゃんと言つてお
るでしょう。三十七年度は下回るとい
うことを言つておる。その逆の答申を
行なわんとおることは、まことに
遺憾千万と私は思ふ。そして、この交通
をどうしようかということを考へてお
るやき、その逆の答申を行なわんと
おることがわかりつづ、これに諮問を
発しなければならぬということは、局
長の考へとあなたの考へとは必ずしも
一致してないかと私は思ふ。この間か
らあなたが答弁しておることを聞いて
おつても、今は車をふやす時期じやな
いということをおもひながらおるし、
あなたも言つておる。それにかかわ
らず、一陸運局長のくせに、(笑声)こ
ういふ生意気千萬なことを勝手気ままに
政府の方針に相反し、また上級官庁の
考へにも相反したようなことを考へる
こと自体がおかしいと思ふ。そして、
この三月七日にはあの委員の任期が
切れるそうだが、その委員の任期の切
れる前に、何かめくら判を押して逃げ
ようという格好になるのかどうか知ら
ぬが、その前にどうしてもきめてお
なければならぬという考へらしいよ
うに私は聞いておる。そういうけしから
ぬ考へのもとにこういふ重大な問題を
取りきめるといふことは、まことに遺
憾千万だと私は思ふ。あの協議会の答
申は尊重するということ、絶対服従
せよということには書いておらぬはず
だ。ところが、私が一昨日陸運局長と
会つて考へを聞いてみたところが、絶
対これに服従しなければならぬよ
うな言動を言つておる。それじゃ役人が要
らなくなつてしまふ。陸運局の中にあ
るあいつ協議会なんというものは、陸
運局長の隠れみみでしかない。あんな

ものはやめてしまつた方がいい。あ
らばかばかしい論議はよくやうな
のはやめてしまつて、これから増車を
するときは公聴会でも開いてやつた
方がよほど気がきいておる。学者だか
何だか知らぬけれども、どういふ考
へのもとに今日の交通状態を考へてお
るのかということをおもひながら、全
くけしからぬと思ふ。あなたはその協
会の答申が出たならば、二千三百台と
いうような答申らしいが、これを三月
七日の任期が切れるまでにやらせる方
針でおるかどうか。これは陸運局長と
打ち合せてみましたかどうか、その
点を聞いてみたい。

○木村(陸)政府委員 現在諮問を陸運
局長がしてございまして、諮問を受け
た運送協議会の方で検討しておる段階
でありますので、どういふ答申が出
ますか、そういうものはまだ知りませ
ん。答申が出た結果につきまして陸運
局長がこれを尊重することになってお
ります。御説のように、尊重という意
味は、服従ということではございませ
ん。

○藤原委員 服従と言つておるよ。
○木村(陸)政府委員 もし陸運局長が
服従だと考へておりましたら、その考
え方は私が責任を持つて改めさせま
す。私と陸運局長とがいろいろ話し合
いをいたしまして、陸運局長の考へ方
を聞いてみますと、尊重ということ
は服従することであると申してお
りませんから、私はそれを信じてお
りません。大体運送協議会は、二千
三百台というものは増車するとい
うことをすでにきめておるんだ、当局
と協議会で話して。そして今業界の
状態はこうであるといふことをし
っかり話しても、実際問題としてそれはわ

かつてくれないんだ。これは三月七日で任期が切れるんだから、三月七日を過ぎたら、今の委員は交代させるんだか、また再任するか知らぬが、それまでのうちにきめるという腹には変わりがないかどうか、ちよつとそれを聞いてみたい。

○木村(陸)政府委員 その点の委員さんの気持なりそういうものは、全然私は聞いておりません。

○壽原委員 それじゃ、この増車問題というのは、政府当局のあなたの考えは、現段階で増車を必要と認めるかどうか、これをはつきり聞かせて下さい。

○木村(陸)政府委員 その点につきましては、先ほど壽原先生から運輸大臣にも御質問がありまして、運輸大臣が申し上げた通りであります。私も運輸大臣の意見と全く同じ見解を持っております。現在の交通の混雑の状況あるいは運転手の状況等がどういふふうな推移、経過を今後たどるかというふうなことをしづらうと見なければきめるべきではない、かように考えております。

○壽原委員 それじゃ私はあなたに要望しておきますけれども、要望って、これは注文ですけれども、三十七年に車を動かすとか動かさぬという事は神様でない限り、この交通事情がどういふふうになるのだから、まだ行き先はわからぬ。交通関係懇談会などでまごまごやっていると、また五万台も七万台も車はふえてしまふ。幾らやってもこれはけりがつく問題ではないんだ。そこで本問題は、三十七年度になつてから、三十七年度のはつきりした見通しがつくまでは諮問を行なわないうという基本的な考えになつてもらいたいというのを要望もする

し、注文もつけておく。そういうことができるかどうか。あの運送審議会なるものは、三十七年三月七日に任期が切れたら、再任するかどうか、それも聞いておきたい。

○木村(陸)政府委員 諮問の点でございますが、最初申し上げましたように、すでに昨年の十月諮問をいたしておりますので……

○壽原委員 七日を過ぎたならば、任期が切れるんだから、その諮問はやるかどうか。

○木村(陸)政府委員 諮問事項は委員の任期とは関係がございません。運送協議会に対する諮問でございます。委員の任期が切れて重任されようと、新しい委員が出られましよう、運送協議会は継続するわけでございます。よつて影響は受けないとわれわれは解しております。それから委員の任期が今度来ますときに再任するかどうかという問題につきましては、私は何とも考えられません。

○壽原委員 私は現在の委員全部をかえなければいかぬと思つてゐる。どんな学問をしてゐる学識経験者か知らぬが、実際に現在の交通状態というものをよく考えてやつてゐる委員さんは、まずいと思つてゐる。そういうことでありますから、この自動車業界全部を見たとときに、自動車の状態を見たとときに、こういう交通混雑をこれ以上混乱に導いてはいけないという基本的な考えに立つてものをやらなければ困る。そういうことは関係ないんだ。交通が幾ら混雑しようともかまわぬ、自動車をやすことをきめるのはわれわれの権限だと暴言してゐる。そういう

委員さんを選んでもらつてはいかぬ。今の委員さんだけでは全部かえてもらわなければならぬ。あなた方がどうせ任命するんだらうから、これだけは注文をつけておく。

それから料金の問題ですが、これは先ほど肥田君が一台で四千円もうかるというふうなことをいろいろ言つておつたが、タクシーというものはそんなにもうかるわけにはなつておらんやうですよ。私は商売人だからよくわかるんだが、現在のタクシー経営というものは、人件費だけで約五五%、それから燃料が幾らかと二割五分、その他管理費あるいは税金、あらゆるものを勘案して、今自動車の事業者というふうなものは崩壊寸前にある。肥田さんは商売をやつたことがないやうだからよくわからぬのだから、私は長い間運送手から事業者になつて今日まできてゐるのだから、自動車事業というものはよくわかつておる。肥田さんの御意見でも大へん有益な御意見があつた。十円のつり銭のことから二百メートル十円刻みのことまで、いろいろ問題はあつたが、基本的には、現在の業界というものは、今日の交通麻痺、運転者不足、労働賃金の暴騰等あらゆる問題で事業が継続できないやうな現状にまで追い込まれてゐる。そういうときに、この朝日新聞にある通りきのう運輸大臣が、審議もなにもしていないうちに、ものを調べてもいないのに、その必要は認めぬという答弁はおかしいということ、私はちよつと聞いてみたら、これから調べるということだから、これは納得しておきましよう。そういう点をあなた方もよく考えてもらいたい。この運賃を上げる

というのじゃない、改定しようというんだから、どつかの部門で下がつていふ部門もあるはずである。改定ということで、料金の値上げという言葉じゃないですよ。その点も業界全般を育成する義務がある当局は、よく勘案してもらわなければならぬと思ふ。そういうことで、この問題についてはまだいろいろあなたにも質問はあるんだが、きょうはこの程度でやめておきますが、もし運送協議会の答申がそのままなされるような姿であつたならば、私は身を賭してもこれを阻止して見せる。私は業界人であるから、業界としてきのうの朝八時に千人動員してあります。増車のために運送協議会を開くなんという無様なことをしたら、全勢力をあげてもこれを阻止すると、私はあなたにはつきり注文をつける。私は、どんな状態にならうとも、あいつ運送協議会の無様な委員だけはかえなければならぬ。尊重するという言葉に感わされて、それを絶対の神様のお言葉のようにあがめ奉つてゐる陸運局長に対して、よくあなたからも注文をつけて、そういう間違つた考えにならぬやうに教育をしてもらいたい。

○木村(陸)政府委員 政府委員自動車運送協議会の委員の任命につきましては、改選前でございますが、御参考までに申し上げますと、道路運送法の第百四条に「自動車運送協議会の委員は、関係行政庁の職員、学識経験のある者、自動車運送事業者及び自動車運送事業者を利用する者のうちから、運輸大臣が関係者の意見を徴して任命する。」こうなつておりますので、運輸大臣の任命でございますので、一言申し上げておきます。

それから、運賃の問題につきましても、肥田先生の御質問のときにお答え申し上げましたように、慎重に検討いたしたい、かように思ひます。

○關谷委員 今、壽原委員からいろいろ自動車運送協議会の問題等につきましてありましたが、これは今まで陸運局長の諮問の仕方に私は疑義があるんじゃないかと思つておりました。需給調整というその点だけを諮問して、そのほかのことは諮問してないのじゃないかと思つておりました。私は、大事な第四の「従業員の服務及び養成に関する事項」その他五の「その他輸送に関する重要な事項」こういうふうなことにしての諮問を陸運局長の方は発したことがないのじゃないかという気がするわけですよ。これをすぐに御答弁を願うというわけにもいきませぬまいが、要はどういふふうな諮問を出してゐるか、その諮問の出し方に私は疑義がありますから、参考にしたと思ひますので、陸運局長が出した諮問の全文といひますか、これを一度資料として御提出を願ひたいと思ひます。

○簡牛委員 次会は来たる二十八日午前十時より開会することとし、本日はこれにて散会いたします。なお、理事会は、来たる二十七日火曜日午後一時に開会いたしますから、御了承下さい。

午前十一時五十二分散会

〔参照〕

南大東島における高層気象観測に必要な物品の譲与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三七号)に関する報告書

〔別冊附録に掲載〕